

電子記録債権に関する会計処理の検討について（案）

1. 基準諮問会議からの提言

平成20年11月20日に開催された第166回企業会計基準委員会において、次のとおり、基準諮問会議から審議テーマについて提言があった。

1. 電子記録債権にかかる会計処理

(1) 提言の背景

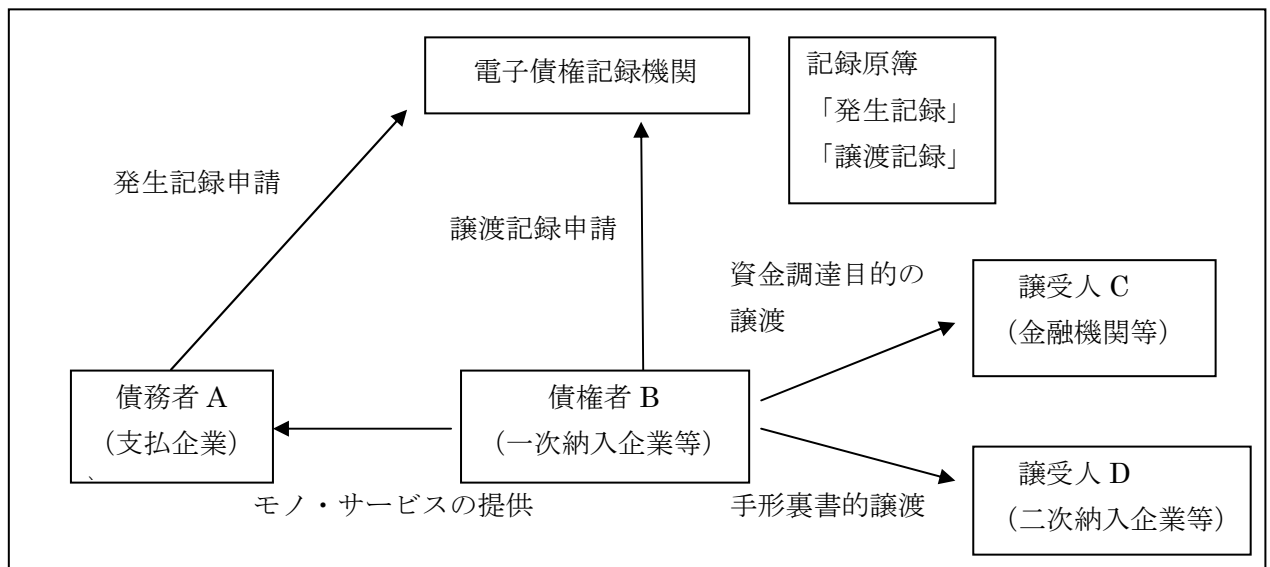
平成19年6月に公布された「電子記録債権法」は、本年12月1日に施行予定であるが、同制度は、その取引の安全性を確保し事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、従来の指名債権や手形債権とは異なる新しい債権の類型として制度化され、導入されたものである。

すなわち、電子記録債権として、その発生又は譲渡について、電子記録（磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への記録事項の記録）を要件とするものであるが、このような新制度の導入に際して、その施行時期が迫っていることもあり、会計処理上の混乱を避けるために、その取扱いを定めることが必要であると考えられる。

(2) 問題点

制度上、新しい金銭債権の類型である電子記録債権について、その発生時、譲渡時及び消滅時において、どのような会計処理及び表示が適切であるか。

電子記録債権の発生・譲渡イメージ図



2. 今後の進め方と作業計画（案）

本件については、既設の金融商品専門委員会で検討を行い、平成21年1-2月頃までに実務対応報告の公開草案の公表を目指すこととしてはどうか。

以上